地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改訂に向けた調査研究等一式

第3回生活保護システム等標準化検討会
（2024年2月8日）　事務局資料

ABeam Consulting®

Build Beyond As One®

第3回生活保護システム等標準化検討会　次第

＜日時・場所＞

2024年2月8日（木）　13:00～15:00　　オンライン開催（Zoom）

＜議題＞

I.　開会

II.　議事

1.　標準仕様書2.0版の改版想定

2.　第4回全国意見照会の結果

3.　内部帳票に関する意見反映方法の協議

4.　監査関連機能に関する意見反映方法の協議

5.　その他の照会範囲に関する意見反映結果

III. 閉会

＜配布資料＞

資料１　第3回生活保護システム等標準化検討会　事務局資料（本紙）
資料２　全国意見照会回答票（生活保護システム）
資料３　全国意見照会回答票（レセプト管理システム）
資料４　帳票詳細要件（意見反映版）
資料５　帳票レイアウト（意見反映版）
資料６　標準仕様書本編（意見反映版）

confidential　©2023 ABeam Consulting Ltd.

1.標準仕様書2.0版の改訂想定
1.1 標準仕様書2.0版の改版内容

- 令和5年度3月中に提示される指定都市要件を反映した上で、令和5年度末に標準仕様書2.0版を公表する想定です。
- 標準仕様書2.0版においては、機能要件の機能IDの再付番、帳票IDの付番、全国意見照会の意見に基づく機能要件と帳票要件の変更、指定都市要件の追加、オンライン資格確認に関する機能要件の追加を行う想定です。

2.0版の改訂内容（想定）

No	改訂内容	詳細
1	機能要件・帳票詳細要件・帳票レイアウトの変更	• 全国意見照会の意見を踏まえて、各種要件の変更を行います。
2	機能要件の分割に伴う機能IDの再付番	• 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針【第1.3版】」※の内容に基づき、標準仕様書において重複しない必要最小限の機能を１単位として、機能IDの付番作業を再度行います。 • 機能要件を分割するため、機能IDを再付番する想定です。なお、再付番前の機能IDがわかるように改定履歴を作成する想定です。
3	帳票IDの付番	• 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針【第1.3版】」※の内容に基づき、帳票を一意に定めることを目的として、付番作業を行います。
4	指定都市要件の追加	• 指定都市要件（指定都市特有業務の機能、複数の福祉事務所に関する機能）を追加します。 • デジタル庁から示された、「指定都市要件再検討課題の精査手順案」に基づき、標準仕様書2.0版に追加が決定した機能要件を反映します。
5	オンライン資格確認に関する機能要件の追加	• 「医療扶助のオンライン資格確認に関する調査研究」事業者等から示された機能要件（インターフェイスファイル作成機能等）を反映します。

※ 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針【第1.3版】」は、令和6年2月14日改版予定の版となっております。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

1.標準仕様書2.0版の改訂想定
1.2 標準仕様書2.0版の適合基準日

■ 「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」に基づき、標準仕様書2.0版の適合基準日は令和9年4月1日を想定しております。（標準仕様書1.1版の適合基準日は令和8年4月1日を想定しております。）

2.0版の適合基準日

1．標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

2．**移行支援期間（令和７年度まで）における標準仕様書の改定への対応**については、令和７年度までの適合が**制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き**、令和８年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、**標準仕様書の改定の際は、令和８年度以降の適合基準日（※）を設定**することとする。

3．**標準仕様書の改定**は、原則として、**８月３１日又は１月３１日**に行うものとする。

4．**データ要件・連携要件標準仕様書**については、**各業務の標準仕様書の改定後１ヶ月後を目途として改定**を行う。

5．なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の**解釈の確認や疑義**等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、**次ページの（１）、（２）の方法により、随時対応**することとし、事業者等との認識共有を図る。

（※）適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第3回）（令和5年9月1日開催）
資料7 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する今後の取組について

4

※ 参照：「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」2023年10月27日　デジタル庁地方業務システム基盤チーム

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

2.第4回全国意見照会の結果

2.1 第4回全国意見照会の照会範囲の共有

第2回有識者検討会資料再掲

■ 第4回目全国意見照会においては、標準仕様書1.1版から標準仕様書2.0版の差分である、内部帳票の帳票レイアウト・帳票詳細要件、監査専用EUC機能要件について意見照会を実施しました。

全国意見照会の照会範囲

意見照会の全体方針	✓ 標準仕様書1.1版から標準仕様書2.0版の差分
内部帳票レイアウト・帳票詳細要件	✓ 標準化を行った内部帳票のレイアウトおよび帳票詳細要件について
監査専用EUC機能	✓ 監査専用EUC機能における、機能要件、出力項目、管理項目の過不足等について
その他	✓ 電子決裁の機能要件の実装区分変更について ✓ 全国銀行協会フォーマット以外の口座振替依頼データに関する機能要件の要否について ✓ 納入通知書（納付書）の要件について

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

2.第4回全国意見照会の結果
2.2 意見集計数の共有

■ 今回の意見照会で頂戴した意見の件数について、回答票別に整理した結果は以下の表のとおりです。

意見の集計状況（回答票別）

単位：意見総数/意見反映数

種別	生活保護システム				レセプト管理システム			
	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他
機能追加	69/28	75/47	72/32	50/6	0/0	0/0	0/0	4/0
機能修正	23/6	42/13	37/24	13/2	1/0	1/0	0/0	0/0
機能削除	4/2	9/1	12/2	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
実装区分変更	574/97	1/1	0/0	6/2	3/3	0/0	0/0	5/0
誤記・整合性	12/10	10/10	18/16	19/9	3/1	0/0	0/0	0/0
その他※	96/5	36/13	36/11	61/6	3/1	0/0	1/0	3/0
第1.1版のご意見	84/37	24/4	27/3	-	3/0	0/0	0/0	-
合計	862/185	197/89	202/88	149/24	13/5	1/0	1/0	12/0
	1,410/386				27/5			

※ 「その他」には、生活保護ベンダ含む。
※ 青色箇所は、特に意見が多かった項目を示しております。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

3.内部帳票に関する意見反映方法の協議

3.1 意見反映基準

■ 内部帳票の帳票詳細要件・帳票レイアウトについて、検討会におけるワーキングチームの検討経緯を踏まえ、反映基準を設定しました。

意見反映基準

WT検討経緯	意見反映基準
• 複数自治体が実務を行う上で、最低限必要な帳票の一覧を定義した • 最低限必要な内部帳票の要件（帳票詳細要件・帳票レイアウト）を定義したことで、複数自治体において実務を行うことが可能な、標準仕様の帳票となっている	• 複数の自治体から同様の意見がある内容、もしくは意見の理由や根拠から複数の自治体において必要と判断できる内容か • 複数の自治体からの意見ではないが、帳票の目的から必要な項目であり、他の項目で代替できないと思われる内容か

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

3.内部帳票に関する意見反映方法の協議
3.2 意見取りまとめ結果の概要

- 内部帳票の帳票要件に提出された意見について、反映基準に基づき意見の反映を行いました。
- 個別の意見における検討方針や意見の反映有無、反映内容は、配布資料を別途ご確認ください。
- 検討会の各ワーキングチームの検討経緯を踏まえても、意見の反映内容について疑義が残るものは、次項で協議を行います。

意見の取りまとめ結果

	意見概要	意見反映基準	意見の反映結果（概要）
機能追加 機能修正	• 決裁区分を増やしてほしい • 扶養義務者台帳に重点的扶養義務者の区分を追加してほしい	• 複数の自治体から同様の意見がある内容、もしくは意見の理由や根拠から複数の自治体において必要と判断できる内容か • 複数の自治体からの意見ではないが、帳票の目的から必要な項目であり、他の項目で代替できないと思われる内容か	• 意見を踏まえて、システム印字項目の追加・変更を行いました
機能削除	• 一時扶助決定調書における労働力類型を削除してほしい • 過剰であり実装困難な印字編集条件を削除してほしい（システムベンダの意見）		• 項目を必要とする自治体も一定程度いることを考慮し、削除要望の意見には対応しません • **システムベンダからの実装困難という意見への反映方法について、次項にて協議します**

※ 「誤記・整合性」の意見については、指摘の通り修正を行っております。
※ 「その他」の意見については、記載内容が質問事項であったため、意見反映は行っておりません。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

3.内部帳票に関する意見反映方法の協議
3.3 意見の反映に係る協議（1/2）

- 反映内容の妥当性が懸念される意見について、有識者の皆様と協議し、反映方法を決定します。
- 各内部帳票の行数制御機能に関する意見について協議予定であり、反映方法は以下を想定しております。
- 事務局の想定する反映方法について、次項に示す検討事項をもとに議論を行います。

意見の反映に係る協議

対象機能	• 各内部帳票に記載されている印字編集条件における行数制御機能 「・世帯の構成に応じて、行数は増減が可能とする。」
意見	• 過剰機能であり、対応のためにシステム開発規模が増大する恐れがある。 • 標準化移行時の自治体の機能確認の作業規模が増大することで、標準化システム移行が遅延するリスクが発生する。
反映の考え方	• **有識者検討会のオブザーバーベンダと、オブザーバー以外のベンダ双方から、同様の意見があったため、システムへの実装は困難**と判断した。 • 一方で、**自治体の運用やベンダのシステム構築を踏まえて、レイアウト調整は出来ることが望ましい**という想定である。
反映方法 （事務局想定）	• レイアウト調整を可能とするために、以下の3つの反映方法を採用する想定である。 ① 各内部帳票のシステム印字項目の印字編集条件に以下を追加する。 **「項目の表示・非表示の制御を可能とする」** ② 標準仕様書の本編の「2.帳票詳細要件」の33ページに、以下の記載を追加する。 **「項目の表示・非表示に伴うレイアウトにおける行数の変更、印字枠・表示枠の大きさ設定は、システムの実装時に調整可能とする。」** ※詳細は、別紙資料（標準仕様書本編）を参照。 **③ 各内部帳票レイアウトの下部に、「ケース番号」のシステム印字項目を追加する。**

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

3.内部帳票に関する意見反映方法の協議
3.3 意見の反映に係る協議（2/2）

■ 前項で示した反映方法を採用した場合における、以下の検討事項について議論を行います。

検討事項

反映方法	機能削除に伴う各自治体への影響

反映方法 ①

- 各内部帳票のシステム印字項目の印字編集条件に以下を追加する
「項目の表示・非表示の制御を可能とする」

反映方法 ②

③ 帳票レイアウトは、法令・通知等で示されている様式を基に定義している。この帳票レイアウトをもとにシステム印字項目・帳票詳細要件で定めた項目の確実、かつ、効率的な実装を行うものであるが、各項目間の位置関係など、帳票レイアウトと大幅な差異がなければ、幅等の完全準拠を要求するものではない。↓
その例として、項目の追加や順番の変更はできないが、項目の表示・非表示の制御（システム印字項目・帳票詳細要件で項目の表示・非表示を定義している項目に限る。）や長さ・太さ・色の変更、プレプリントの設定、項目の表示・非表示に伴うレイアウトにおける行数の変更、印字枠・表示枠の大きさ設定は、システムの実装時に調整可能とする。↵

反映方法 ③

- 各内部帳票レイアウトの下部に、「ケース番号」のシステム印字項目を追加する。

✓ 上記の反映方法から、**各内部帳票の項目の表示・非表示の制御が可能**であり、項目の非表示に伴って生じた空きスペースを活用した**レイアウトの調整（行数変更、印字枠・表示枠調整）がシステム実装時に可能**となる

影響内容

- 世帯員等が多く1枚で印刷できない場合は、同じレイアウトの帳票を複数枚に亘って印刷する運用が想定されます。
- また、同一レイアウトの帳票が出力される場合は、印刷された帳票がどの世帯のものかを管理する必要が生じることが想定されます。

事務局想定

- 各自治体の運用に応じて、システム実装時に行数や印字枠の大きさ等を調整頂くことで、複数枚に亘って印刷される場合を最小限にできる想定です。
- また、帳票下部にケース番号を設定することで、複数枚に亘って印刷された帳票が、どの世帯のものか判断できるようになるため、印刷時の帳票管理が可能になる想定です。

✓ 上記より、当該機能を帳票要件から削除しても問題ないと想定しています。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

4.監査関連機能に関する意見反映方法の協議

4.1 意見反映基準

■ 監査専用機能について、検討会におけるワーキングチームの検討経緯を踏まえ、反映基準を設定しました。

意見反映基準

WT検討経緯	意見反映基準
• 都道府県監査は自治体ごとに確認観点が異なるため、監査項目に差異があるが、統一は現状困難であることを確認した • 国の監査報告様式（※1）の項目はどの自治体も同じものを使用しているため、当様式の項目を機能要件化することとした	• 国の監査報告様式（※1）に記載されている項目に関する意見か • 国の監査報告様式の監査項目の入力項目、出力項目をより具体化する意見か

（※1） 「厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料の提出について」に記載のある監査報告様式

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

4.監査関連機能に関する意見反映方法の協議
4.2 意見取りまとめ結果の概要

- 監査専用機能に提出された意見について、反映基準に基づき意見の反映を行いました。
- 個別の意見における検討方針や意見の反映有無、反映内容は、配布資料を別途ご確認ください。
- 検討会の各ワーキングチームの検討経緯を踏まえても、意見の反映内容について疑義が残るものは、次項で協議を行います。

意見の取りまとめ結果

	意見概要	意見反映基準	意見の反映結果（概要）
機能追加 機能修正	• 都道府県監査における、監査項目を追加してほしい • 監査資料において、自治体で独自に設定できる項目について、管理項目（その他）を追加してほしい	• 国の監査報告様式に記載されている項目に関する意見か • 国の監査報告様式の監査項目の入力項目、出力項目をより具体化する意見か	• 意見を踏まえて、監査項目の入力項目、出力項目の機能要件の具体化を行った
実装区分 変更	• 監査資料作成に必要な機能なので、実装区分を必須にしてほしい		• **意見の反映方法について、次項で協議します**

※ 「誤記・整合性」の意見については、指摘の通り修正を行っております。
※ 「その他」の意見については、記載内容が質問事項であったため、意見反映は行っておりません。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

4.監査関連機能に関する意見反映方法の協議
4.3 意見の反映に係る協議（1/3）

- 反映内容の妥当性が懸念される意見について、有識者の皆様と協議し、反映方法を決定します。
- 監査機能全般の実装区分に関する意見について協議予定であり、反映方法は以下を想定しております。
- 事務局の想定する反映方法について、次項に示す検討事項をもとに議論を行います。

意見の反映に係る協議

対象機能	• 監査関連機能全般の実装区分
意見	• 生活保護法施行事務監査および監査資料作成業務は、生活保護業務において必須の業務である。 • 必須業務に関する機能は、実装区分を必須にしてもらいたい。
反映の考え方	• 業務を行う上で必要な機能のため、**実装区分を必須にしてほしいという意見は、一定程度妥当**なものと認識している。 • **標準仕様書2.0版の適合基準日は令和9年4月1日と想定**していることから、適合基準日までに生活保護システムを構築するベンダの状況を考慮して、**最低限の機能要件に限定して、実装区分を必須にすることが望ましい**想定である。
反映方法 （事務局想定）	• **最低限の機能要件に限定して、実装区分を必須**とする。

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

4.監査関連機能に関する意見反映方法の協議
4.3 意見の反映に係る協議（2/3）

■ 以下の検討事項について議論を行います。

検討事項

検討事項①	• 実装区分を必須とする最低限の機能要件の範囲とは何か
事務局想定	• **監査項目の入力機能のうち、監査業務に限定されず、ケースワーク業務全般で活用できることが望ましい機能要件は実装区分を必須とする**

・実装必須機能　具体例

2. ケースワーク	2.2. 課税調査	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・調査実施有無（実施済み・未実施） ・調査未実施理由（15歳以下・住民票が管外・廃止・その他） ・調査結果（問題なし・問題あり・回答なし） ・調査結果問題あり処理結果（78条適用・その他・年度内処理未了） ・調査結果問題あり収入状況（継続収入あり・継続収入なし） ・継続収入における8月分保護費反映有無

- 監査業務以外でも必要と想定できる項目の実装区分は**必須**とする
- 日常業務の中でも、機能の活用が可能となる

・標準オプション機能　具体例

8. 共通・その他	8.2. マスタ・データ管理機能	管内地図情報について、以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・実施機関名称 ・管内面積（km^2） ・管内世帯数（世帯） ・管内人口（人） ・被保護世帯数（世帯） ・被保護人員（人） ・保護率（%） ・地区名 ・地区人口（人） ・被保護世帯数（世帯） ・被保護人員（人） ・保護率（%） ・平均所要時間（分） ・地区担当員名

- 監査業務のみで必要と想定できる項目の実装区分は**標準オプション**とする
- 機能がシステムに実装されない場合は、従来通りシステム外で管理し、監査資料を作成する

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

4.監査関連機能に関する意見反映方法の協議
4.3 意見の反映に係る協議（3/3）

■ 以下の検討事項について議論を行います。

検討事項

検討事項②	• 最低限の機能要件の実装区分を必須にする場合、適合基準日を令和9年4月1日から前倒しにすることや、後ろ倒しにすることは必要か
事務局想定	• 自治体とベンダにおけるメリット・デメリットを考慮し、令和9年4月1日を適合基準日とすることが望ましい

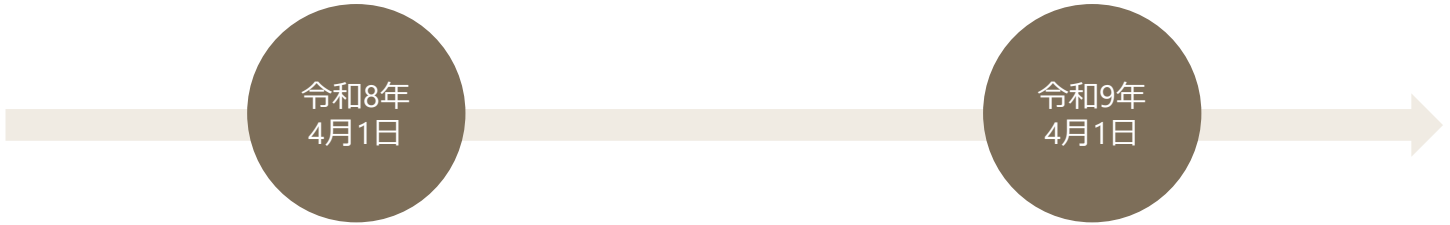

	令和8年4月1日	令和9年4月1日
メリット	• 補助金を活用した、システム導入が可能である • 早い段階で、2.0版に適合したシステムを使用することが可能となる	• 1.1版の開発と実装支援が完了しているため、追加の機能要件の開発について、**リソースを十分に確保することが可能**となる
デメリット	• 1.1版の調達を開始している自治体もいるため、調達のやり直しが発生する • 2.0版の追加開発と、1.1版のシステム導入支援を並行となるため、ベンダのリソースを圧迫する	• 2.0版に適合したシステムを使用出来る時期が後ろ倒しになるため、自治体に**一時的な不便**が生じる

✓ 令和8年4月1日を適合基準日とすることは、自治体およびベンダ双方にとってリスクとなる認識である
✓ 一方で、令和9年4月1日以降を適合基準日とする場合は、追加のメリットが生じることは無く、自治体にとって不便な期間が延長されることになる
✓ よって、適合基準日は令和9年4月1日が望ましい

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

5.その他の照会範囲に関する意見反映結果

5.1 意見反映基準

■ 電子決裁の機能要件の実装区分の変更等のその他の照会内容について、検討会における検討経緯を踏まえ、反映基準を設定しました。

意見の取りまとめ結果

	検討経緯	意見反映基準
電子決裁機能	• 実装区分の見直しを行う • 電子決裁の運用において、必要な機能要件を追加する	• 複数の自治体から同様の意見がある内容、もしくは意見の理由や根拠から複数の自治体において必要と判断できる内容か
全国銀行協会フォーマット以外の口座振替依頼データに関する機能要件	• 自治体の現状の運用を踏まえて、機能要件の必要性を確認する	• 複数の自治体において、必要であることが確認できるか

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

5.その他の照会範囲に関する意見反映結果
5.2 意見取りまとめ結果の概要

- 電子決裁の機能要件の実装区分の変更等のその他の照会内容について、反映基準に基づき、意見の反映を行いましたが、意見の反映内容について疑義が残るものは、ございませんでした。
- 個別の意見における、検討方針や意見の反映有無、反映内容は、配布資料を別途ご確認ください。

意見の取りまとめ結果

	意見概要	意見反映基準	意見の反映結果（概要）
電子決裁の機能要件	• 複数の起案に対して、一括決裁できるようにしてほしい • 実装必須機能としてほしい	• 複数の自治体から同様の意見がある内容、もしくは意見の理由や根拠から複数の自治体において必要と判断できる内容か	• 電子決裁の機能要件の追加を行った • 実装区分の変更を行った
全国銀行協会フォーマット以外の口座振替依頼データに関する機能要件	• 独自フォーマットを使用している自治体が存在する • 独自フォーマットのみを使用する自治体に加えて、独自フォーマットと全国銀行協会フォーマットを併用している自治体も存在する	• 複数の自治体において、必要であることが確認できるか	• 全国銀行協会フォーマット以外の口座振替依頼データに関する機能要件は、必要な機能であるため、実装を継続することとした

confidential ©2023 ABeam Consulting Ltd.

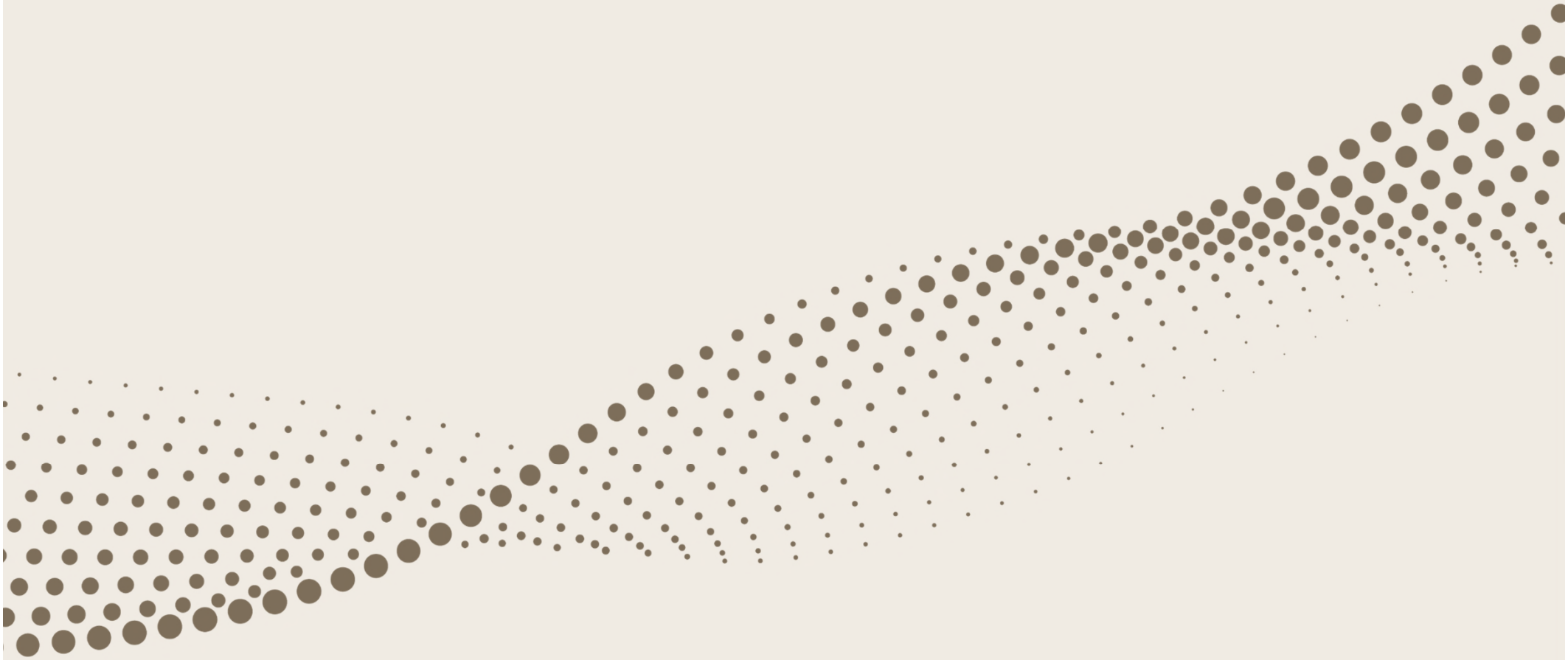

アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。©2023 ABeam Consulting Ltd.

ABeam Consulting®

Build Beyond As One®